

8月30日  
から

# 戸籍事務を コンピュータで処理します

～早く、見やすく、分かりやすく～

## コンピューター化する前の戸籍

この様子は、戸籍の原本とほぼ等しいことを認めます。  
平成22年8月30日  
神奈川県中部大磯町長 三好 正則

大磯 太郎	大磯 花子	大磯 次郎	大磯 桃子
男 長	女 長	男 長	女 長

職印



## コンピューター化後の戸籍

(1の1) 全部事項証明書

本籍 氏名	神奈川県中部大磯町東小磯183番地 大磯 太郎
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】 平成22年8月28日 【改製事由】 平成6年法律第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記載されている者	【名】 太郎 【配偶者区分】 夫 【生年月日】 昭和49年12月28日 【父】 大磯一郎 【母】 大磯花子 【続柄】 長男
身分事項 出生	【出生日】 昭和49年12月28日 【出生地】 神奈川県中部大磯町 【届出日】 昭和49年12月30日 【届出人】 父
婚姻	【婚姻日】 平成16年3月21日 【配偶者氏名】 神奈川桃子 【従前戸籍】 神奈川県中部大磯町東小磯183番地 大磯次郎
戸籍に記載されている者	【名】 桃子 【配偶者区分】 妻 【生年月日】 昭和51年11月24日 【父】 神奈川次郎 【母】 神奈川梅子 【続柄】 長女
身分事項 出生	【出生日】 昭和51年11月24日 【出生地】 神奈川県中部大磯町 【届出日】 昭和51年11月28日 【届出人】 父
婚姻	【婚姻日】 平成16年3月21日 【配偶者氏名】 大磯太郎 【従前戸籍】 神奈川県中部大磯町月京6番地10 神奈川次郎

以下余白

発行番号 0000001  
これは、戸籍に記載されている事項の全部を証明した書面である。  
平成22年8月30日

神奈川県中部大磯町長 三好 正則

職印

町では町民サービスの向上と戸籍事務の迅速化を図るため、コンピュータによる戸籍事務を開始します。

### 事務処理の時間が短縮

今まで出生や婚姻などの届出があった場合、戸籍の作成は紙原本にタイプライターで記載するため、届出から戸籍記載完了まで約10日から2週間程度かかっていました。戸籍事務をコンピュータ化することにより届出から証明書の発行までの期間は1日から4日に短縮されます。

### 分かりやすくなります

これまでの戸籍は「縦書き」

の文章体で記載されていましたが、コンピュータ化後は「横書き」で項目ごとに記載され、漢数字も算用数字になりますので、読みやすく分かりやすい戸籍になります。

### 名称・様式が変わります

これまで戸籍に記載されている全員を証明する「戸籍謄本」が「全部事項証明書」、個人を証明する「戸籍抄本」が「個人事項証明書」となります。

### 町内に本籍がある人が対象

コンピュータによる事務処理は、大磯町に本籍がある人です。住民登録があっても、本籍が大磯

町以外の人は対象になりません。

### これまでの紙戸籍は「平成改製原戸籍」として保存

コンピュータ化前の紙戸籍は「平成改製原戸籍」となり、今後150年間保存されます。コンピュータ化した後の戸籍には、婚姻や死亡などの理由によりすでに戸籍から除かれている人に関する事項は記録されません。このため、コンピュータ化する前の証明書が必要となった場合は「平成改製原戸籍」（1通750円）を請求していただくようになります。

### ◎問い合わせ

町民課 ☎内線272

### 戸籍証明書の主な変更点

	紙 戸 籍 (現在)	コンピュータ化戸籍
名 称	戸籍謄本	全部事項証明書
	戸籍抄本	個人事項証明書
様 式	B4判、2つ折り (謄本)	A4判、縦長
	B5判、縦長 (抄本)	
書 式	文章形式、縦書き	項目別形式、横書き
用 紙	透かし入り改ざん防止用紙 (変更なし)	
手数料	戸籍 450円、除籍・改製原戸籍 750円 (変更なし)	